

第五回 参議院内閣委員会議録第二号

(六六)

昭和二十四年三月三十日(水曜日)
午前十時三十五分開会

通りこれを可決することに御異議はございませんか。

木日の会議に付した事件

○國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) それでは只今から内閣委員会を開会いたします。議題は國家行政組織法の一部を改正する法律案、それから郵政省設置法の一部を改正する法律案、及び電気通信省設置法の一部を改正する法律案、この三法律案であります。すでに前回予備審査におきまして、政府からこの改正案の提出の理由を聽きまして、各委員がよく了承をしておられまして、すでに質問の必要はないというところで行つております。それで今日はこの三案につきまして委員会の決定をいたしたいと存します。従いましてこの三案に対して御意見のおありになります方はこの際述べて頂きたいのです。

○三好始君 只今議題になつております三つの法律案は、施行期日を四月一日から六月一日に延期するといふだけの簡単な法律案であります。別に討論の必要もないと思いますので、直ちに採決して決定されるようお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それではこの三案を議題といたします。政府提出の

委員

中川 幸平君	藤森 真治君
荒井 八郎君	稻垣 幸太郎君
堀 敬貴君	町村 敬貴君
城 義臣君	堀 真琴君
三好 始君	

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、國家行政組織法の一部を改正する法律案

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、電気通信省設置法の一部を改正する法律案

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと承認を願いたいと思います。如何でございましょうか。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと承認を願いたいと思います。如何でございましょうか。御異議ありませんか。

認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多數意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたお方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

カニエ 邦彦	三好
荒井 八郎	始
城 義臣	
藤森 真治	
堀 真琴	
町村 敬貴	
中川 幸平	
稻垣 幸太郎	

出席者は左の通り。

河井 彌八君
委員長
理 事
カニエ 邦彦君

午前十時三十八分散会

第一部 參議院内閣委員会議録第二号 昭和二十四年三月三十日【參議院】

昭和二十四年四月十六日印刷

昭和二十四年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 局